

令和 6 年第 2 回上里町議会臨時会会議録第 1 号

令和 6 年 5 月 1 日（水曜日）

議事日程 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 諸報告について
- 日程第 5 （町長提出承認第 2 号）専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 （町長提出承認第 3 号）専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について

出席議員（１４人）

１番	石井 慎也 君	２番	伊藤 覚 君
３番	金子 義則 君	４番	戸矢 隆光 君
５番	高橋 勝利 君	６番	飯塚 賢治 君
７番	猪岡 壽 君	８番	齊藤 崇 君
９番	植原 育雄 君	１０番	高橋 正行 君
１１番	新井 實 君	１２番	沓澤 幸子 君
１３番	高橋 仁 君	１４番	黛 浩之 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	山下 博一 君	副 町 長	島田 邦弘 君
教 育 長	齊藤 雅男 君	総 務 課 長	山下 容二 君
総合政策課長	吉村 貴文 君	税 務 課 長	間々田 由美 君
くらし安全課長	関口 博之 君	まちづくり推進課長	山中 一朗 君
産業振興課長	岩崎 賢二 君	生涯学習課長	須藤 秀 君
上下水道課長	飯島 博 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	神村 輝行	係 長	荒井 純一
主 査	長谷川 紀江		

◎開会・開議

午前10時16分開会・開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回上里町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（黛 浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、8番齊藤崇議員、9番植原育雄議員、10番高橋正行議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（黛 浩之君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（黛 浩之君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長から送付がありました議案は、あらかじめ配付したとおりであります。

朗読については省略いたします。

◎日程第4 諸報告について

○議長（黛 浩之君） 日程第4、諸報告について。

本臨時会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

◎日程第5 町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（黛 浩之君） 日程第5、町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

ての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） お願い申し上げました承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

初めに、本件をお諮りする理由でございますが、去る令和6年3月30日、「地方税法等の一部を改正する法律」等が公布されたことに伴い、「上里町税条例の一部を改正する条例」の制定について、令和6年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、御報告させていただき承認を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」等が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、定額減税に伴う特別税額控除に係る規定の追加、固定資産税に係る負担調整措置や税負担軽減措置等の見直し、新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直し、及び職権による減免を可能とする規定の追加を行うため、上里町税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容について、条文ごとに御説明申し上げます。

まず、第51条は、町民税の減免について、第71条は、固定資産税の減免について、及び第112条の2は、特別土地保有税の減免についての規定でございます。今般の能登半島地震の発生を踏まえ、被災前の備えとしてあらかじめ職権による減免を可能とする改正が行われたことに伴い、各条に「町長が、当該者が減免規定に該当することが明らかでかつ、減免の必要があると認める場合は、証明書類を添付した申請書の提出がなくとも減免できる」旨を追加するものでございます。

制定附則第7条の5は、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除についての規定でございます。前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者について、令和6年度分に限り、個人住民税の所得割額から本人分1万円を、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合は、当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した額を控除とするものでございます。

制定附則第7条の6は、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例についての規定でございます。町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、納期の数で除して得た額と第41条に規定されておりますが、特別控除相当額を令和6年度分の個人住民税に係る第1期分で控除し切れない場合は第2期分以降で順次控除をしているため、各納期分の住民税額は特別控除後の額を記載とするものでございます。

制定附則第7条の7は、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例についての規定でございます。令和6年10月1日以降、最初の支払いを受ける公的年金等にかかる特別徴収されるべき個人住民税の額から特別控除相当額を控除し、なお、控除し切れない場合は、以後、令和6年度中に特別徴収される各月分から順次控除するとするものでございます。

制定附則第7条の8は、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除についての規定であり、控除対象配偶者を除く国内に居住する同一生計配偶者については、令和7年度分の個人住民税の所得割額から1万円を控除するとするものでございます。

制定附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例の規定であり、本条例改正による参照条文の条ずれを改め並びに特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう読替規定を追加するものでございます。

制定附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例の規定であり、同条第13項は、特定事業所内保育施設の用に供する固定資産の特例措置については、適用期限が令和6年3月31日で満了することから、削除するものでございます。

また、同条第7項は、再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置であり、地球温暖化対策の推進における地域脱炭素化促進事業を後押しする観点から、特定バイオマス発電設備のうち、出力が1万キロワット以上2万キロワット未満の発電設備で、一般木質や農作物残渣をバイオマス固定燃料とする発電設備について、最初の3年間は特例率を7分の6と新たに規定するものでございます。

さらに、同条第14項は、「滞在快適性向上施設等の用に供する固定資産」に係る特例措置であり、官民一体で居心地がよく歩きたくなる「ウォーカブルな」まちなかの創出のために整備した固定資産税について、最初の5年間は特例率を2分の1と新たに規定するものです。同条第8項から第13項、第15項及び第16項は、地方税法附則第15条の改正による参照条文の項ずれ等を改めるものでございます。

制定附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定であります。同条第2項において、新築認定長期優良住宅に係る減額措置の適用を受ける場合は、住宅の所有者から必要書類を添付した申告書の提出が必要と規定されていることから、分譲マンション等の区分所有住宅についても、当該減額措置を適用させる場合には同様の取扱いが必要とされております。

このたび、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のため「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が令和4年2月に改正施行されたことから、分譲マンション等の区分所有住宅については、引渡し後に各住戸の区分所有者ではなく、マンション管理組合の管理者等が一括し

て住棟単位で変更認定を受けることができるようになったことより、認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合には、区分所有者からの申告書の提出がなくても減額措置の適用を受けることができると第3項として新たに規定を追加するものです。

また、地方税法施行規則附則第7条の改正による参照条文の項ずれを改めるものでございます。

次に、制定附則第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条及び第15条は、土地に係る負担調整措置等の固定資産税の特例の規定であり、税負担の公平性や固定資産税の充実確保の観点から、現在の負担調整措置等を次回の評価替えまでの令和6年度から令和8年度までの3年間延長するとするものです。

制定附則第16条の3から第20条の3は、町民税の課税の特例の規定であり、特別税額控除の対象となる所得割の額について、各条文が規定する個人住民税の所得割の額を含める読替規定を新たに追加するものです。

最後に、附則でございますが、第1条は、条例の施行期日を規定し、令和6年4月1日から施行するとしております。第2条は、固定資産税に係る経過措置を規定し、令和6年度以後の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものといたします。

第2項では、令和2年4月1日から令和6年3月31日までに新たに取得した再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産に対しては、なお従前の例によるものといたします。

第3項では、平成29年4月1日から令和6年3月31日までに受けた特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対しては、なお従前の例によるものといたします。

以上で、専決処分をいたしました「上里町税条例の一部を改正する条例」の報告及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の条例改正は国の改定に伴うものであるわけなんですけれども、町民税が1万円軽減されることになるわけなんですけれども、地方交付税で100%補填されるものと思いますけれども、町に対する影響額というのはどのぐらいあるのか、さらに、非課税の方たちに対しては、今度は逆に給付型になると思うんですけれども、そのことによる事務負担は、量というんでしょうか、どのようなものがあるのか、お願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

今回行われる定額減税における町への影響額ということでございますが、令和6年度当初予算の算定では、約8,000万程度ということで予算計上をしております。町民税につきまして、約8,000万程度の減額での予算計上と、地方特例交付金ということで、影響額の入を見込んでおるところでございます。

非課税の世帯に対する事務負担というところの質問でございますが、これにつきましては、令和5年度におきまして、既に非課税世帯、均等割だけの世帯ということで、当町におきましては、町民福祉課の社会福祉係のほうで対応してございまして、今年度におきましても、新たに非課税もしくは均等割となった世帯については、そちらの係のほうで対応するというところで承知しているところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 国の制度とすれば、所得のほうで3万円、そして、この住民税で1万円ということであります。そして、これは1年限りの特例措置です。この目的が、物価高騰に賃金上昇が追いつかない。可処分所得を増やす必要があるという理由なんですね。もう当然それは特別に対策を取らなければいけないことでありますし、今回、僅かでも軽減してもらうことは、住民にとってはマイナスではないと思います。

しかし、今、円安ももう急激に変動しつつあって、そして、物価高騰ももう次々と起こっている、こういう状況の中で、特別減税の1年間のこの制度で、町が変えられるわけではないと思いますけれども、このことによって中間層が若干消費が上向くんじゃないかというような国会での討論、答弁等があったと思うんですね。でも、私は、確かに低率じゃなくて定額減税というのは、低所得者の方にとってはメリットが若干でもあるかなというふうには思いますけれども、このことで消費力がアップするというふうに町としては考えていますか。税務課としてはどういうふうに判断していますか、お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

定額減税ということですので、所得割額のところから住民税では1万円を減じるということ

ですので、減じられない1万円分が所得として納税義務者のほうに反映されるというものかというふうに、こちらで承知しております。ただ、1万円分が、年間で1万ですので、それが反映されたことで、どのくらい消費のほうに影響が出てくるのかというのは、ちょっと計り知れないところがあるかなというふうには思いますが、ただ、扶養者も含めて1人に対して1万円ということですので、扶養の人数とかに応じては影響額も様々かなというふうに思いますので、こちらについては、ちょっと税務課としては、なかなか明確な判断はできるところではないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） あと、ウォーカブルなまちづくり特例についてお尋ねしたいと思います。このわがまち特例で2つの提案があったわけで、1つのことにつきましては、全協で質問して、なるほどと納得いたしました。ウォーカブルな町づくりの特例については、令和6年4月から令和7年3月の1年間だったかなと、説明のとき。ちょっとそこを改めてお聞きしたいんですけども、それは、今、我が町が取り組んでいる駅北まちづくりの、あそこの地域が該当するかなというふうに思います。線引きができて、どちらにどういうふうに住民の皆さんに御協力を願うかという段階に来たときに、その特例が、固定資産税に関して2分の1の特例が何年該当されるのか、1年限りなのか、その点についてお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

今回、ウォーカブルな町づくりということで、新しくわがまち特例のほうの追加の規定をしたところではございますが、改正前にも、既にこちらの項目については、税法上のわがまち特例としては規定はあったところですが、町として特段この方向性がちょっとまだ明確ではなかった観点もありまして、必要な事項しかわがまち特例についても規定はしていないところでございます。

今年度、令和6年度の税制改正におきまして、このウォーカブルな町づくりに対する特例措置が、2分の1の限定だったものが参酌規定に変わったというところ、改正が行われたところですので、参酌ということですので、自治体によっては2分の1ではなくてもいいところがございますので、そのあたりを条例に規定するというところがございます。町としましては、参酌する2分の1を基準に、課税標準額を2分の1に引き下げるところで考えるところでご

ざいます。

規定、適用の期間につきましては、今回は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に整備したものにつきまして、整備して最初に賦課されるところから5年間、2分の1ということの特例が適用となるという規定になってございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（黛 浩之君） 日程第6、町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） お願い申し上げました承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

初めに、本件をお諮りする理由でございますが、去る令和6年3月30日に「地方税法等の一部を改正する法律」等が公布されたことに伴い、「上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について、令和6年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、御報告させていただき承認を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございます。

「地方税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法施行令の一部を改正する政令」が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税に係る「課税限度額の見直し」と「低所得世帯に係る軽減判定所得の見直し」を行うため、上里町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容を御説明申し上げます。

まず、第2条は、国民健康保険税の「課税額」を規定したもので、同条第3項の「後期高齢者支援金等」に係る課税限度額を「22万円」から「24万円」に引き上げる内容となっております。

次に、第20条は、国民健康保険税額の減額を規定したもので、低所得世帯の軽減判定所得の算定に用いる「被保険者数に乗すべき金額」を改正するものでございます。同条第1項第2号の5割軽減については「29万円」から「29万5,000円」に、同条同項第3号の2割軽減については「53万5,000円」から「54万5,000円」に引き上げる内容となっております。

最後に、附則でございますが、第1項は、条例の施行期日について規定したものであり、令和6年4月1日から施行するとしております。

第2項は、改正後の上里町国民健康保険税条例の適用区分について規定したものであり、この改正内容は令和6年度分以後の国民健康保険税から適用し、令和5年度分までの国民健康保険税は従前の例によるとするものでございます。

以上で、専決処分をいたしました「上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の報告及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） この間ずっと、繰り返し賦課限度額が引き上げられてきていると思うんですけども、この対象となる世帯は、上里町は高額所得者が非常に少ないということで、また、国保の加入者に限られているわけでありまして、23世帯ということでもありますけれども、この23世帯の中で、やはりお支払いが困難というような状況というのはないのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明申し上げます。

納付状況につきましては現在確認が取れてございませんので、その部分については今お答え申し上げられませんので、改めて御説明申し上げます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） じゃ、もう一点お尋ねしたいんですが、限度額を引き上げると同時に、軽減措置のほうの、いわゆる低所得者のほうの軽減を厚くするということが、この間の改正の大体の内容であります。今回も5割軽減では、この被保険者に乗すべき金額が、僅か5,000円ですけれども、上がる。そして、2割軽減は1万円上がる。7割、一番生活に困窮しているところは手がつけられていないんですけれども、その考え方というのは、どこから来ているんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

7割軽減につきまして、乗ずる金額の減額がないというところの御質問かなというふうに思いますが、基本的に5割と2割につきまして、被保険者数に対して乗ずる金額が定められておりまして、算出、判定基準の中に、7割におきましては乗ずる金額の定めがないものでございますので、今回も該当がないというところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 7割軽減の中には乗ずる定めがない。そうしますと、一番生活に困窮している部分ですね。5割、2割の部分については、前回のときにも若干引上げがあったわけなんです。そうしますと、この7割軽減を救っていく方向としては、町は何らかの検討、いわゆる町長が判断すればというところを使っていけるんじゃないかなというふうに思ったりするんですけれども、その辺のいわゆる検討というんでしょうか、もう少し減免等の対応に力を入れてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、定めがないからもう触れないんだよというところだけで、町民の生活実態をこれだけ物価が高騰している中でどのように考えているのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 税務課長。

〔税務課長 間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

国民健康保険税につきましては、令和6年度分につきましても、税率等、税額の改訂をさせていただいたところでございます。国民健康保険税は、今回県の合同で実施をするという形になっておりまして、税額等につきましても統一を図るという方向に今進んでいるところは、御承知かと思います。その中、特例に規定にない減額をするというのも一つの方法かとは思いますが、今まで行ってきた赤字繰入れは、もう既にやめなさいということで指示が来ているところも御承知かと思います。また、規定にない減免をするということは、運営を行うためには、また必要な費用が不足するということにも、ひいてはつながっていくところでありますので、じゃ、その不足する金額を何をもって埋めるのかというのが、非常に判断がつきづらいところではあります。

昔であれば、町からの繰入金をもって100にすればいいだろうという考えもあったかなとは思いますが、国・県の方針におきましては、そのような繰入れは行わず、必要な方には必要な金額を収めていただくという方向で運営をするというところに、今、方向転換がかかっておりますので、この中で、今の規定以上の減免をするというのが本当に必要なのかは、きちんと精査しなければ決められないこととは考えておりますので、現段階は今の規定を御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

承認第3号 上里町健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

本承認案は地方税法の一部改正に伴う改正でありますけれども、国民健康保険税の保険税について、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を22万円から24万円に引き上げるというものです。基礎賦課額に係る賦課限度額は65万円、介護納付金賦課額に係る賦課限度額は17万円に据え置かれているため、全ての賦課限度額の合計は106万円となり、2万円の引上げになります。

一方で、低所得者に対する課税軽減の算定において、被保険者数に乗ずるべき金額を5割軽

減は29万円から29万5,000円に、2割軽減は53万5,000円から54万5,000円に引き上げることは、小さな前進です。しかし、高額所得といいますが、賦課限度額の対象者の年収額は900万円から6,000万円の方、23世帯が対象ということでもあります。900万の所得で見ると、12%が国民健康保険税ということになってしまいます。これは大変大きな負担になります。

質疑の中で、この対象者において、納税が困難という状況については、まだ調べてみないと分からないということでありましたけれども、この所得900万から6,000万円という幅の中で、本当に、最低の900万円のところで見たならば12%、とても大きな負担額であります。もともと協会けんぽ等と比べても高過ぎる国民健康保険税であり、国庫負担こそ引き上げるべきというふうに思っています。そのため、会計の困難を賦課限度額引上げで賄っていく、こうした内容の承認3号に反対いたします。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時42分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 常任委員会委員の選任について

○議長（黛 浩之君） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、議会委員会条例第8条第2項の規定によって指名したいと思います。

議長が指名する各議員の所属常任委員会を事務局をして報告をいたさせます。

事務局。

○議会事務局長（神村輝行君） 報告いたします。

総務経済常任委員会、1番石井慎也議員、5番高橋勝利議員、7番猪岡壽議員、9番植原育雄議員、10番高橋正行議員、13番高橋仁議員、14番黛浩之議員、以上7名になります。

続けて報告いたします。

文教厚生常任委員会、2番伊藤覚議員、3番金子義則議員、4番戸矢隆光議員、6番飯塚賢治議員、8番齊藤崇議員、11番新井實議員、12番沓澤幸子議員、以上の7名です。

続けて報告いたします。

広報広聴常任委員会、1番石井慎也議員、2番伊藤覚議員、3番金子義則議員、4番戸矢隆光議員、6番飯塚賢治議員、9番植原育雄議員、13番高橋仁議員、以上7名です。

○議長（黛 浩之君） お諮りいたします。

ただいま事務局の報告のとおり指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり各議員の所属常任委員会委員を選任することに決定いたしました。

◎日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（黛 浩之君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第8条第2項の規定により、5番高橋勝利議員、7番猪岡壽議員、8番齊藤崇議員、10番高橋正行議員、11番新井實議員、12番沓澤幸子議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました5番高橋勝利議員、7番猪岡壽議員、8番齊藤崇議員、10番高橋正行議員、11番新井實議員、12番沓澤幸子議員を選任することに決定しました。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選について、議会委員会条例第9条第2項の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会を開催し、互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後１時３０分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（黛 浩之君） 各常任委員会及び議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

総務経済常任委員長に、１番石井慎也議員。

総務経済常任副委員長に、１３番高橋仁議員。

文教厚生常任委員長に、２番伊藤寛議員。

文教厚生常任副委員長に、３番金子義則議員。

議会広報広聴常任委員長に、１３番高橋仁議員。

議会広報広聴常任副委員長に、９番植原育雄議員。

議会運営委員会委員長に、７番猪岡壽議員。

議会運営委員会副委員長に、１２番沓澤幸子議員。

以上のとおりであります。

◎閉 会

○議長（黛 浩之君） 以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和６年第２回上里町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後１時３３分閉会